



平成 26 年 8 月 28 日

各 位

会社名 株式会社 ゼロ
代表者名 代表取締役社長 北村 竹朗
(コード番号 9028 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画部長 吉田 衛
(TEL. 044-520-0106)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催いたしました取締役会において、平成 26 年 9 月 26 日に開催を予定しております当社第 68 回定時株主総会に付議する「定款一部変更の件」について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 1 年に短縮するものとし、現行定款第 21 条（任期）につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役会の経営監督機能強化を目的として、現行定款第 23 条（代表取締役および役付取締役）第 3 項に定める役付取締役に取締役副会長を定めることができる旨を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 26 年 9 月 26 日（金）

定款変更のための効力発生予定日 平成 26 年 9 月 26 日（金）

以 上

現行定款	変更案
<p>第1条～第20条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条～第49条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会の決議によって、取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条～第49条 (現行どおり)</p>